

県南広域振興局長告示第163号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、内之目土地改良区（一関市）から役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成22年8月27日

県南広域振興局長 藤 尾 善 一

1 就任

(1) 理事

佐藤 和 幸 一関市花泉町永井字粒乱田81番地  
佐藤 三喜雄 " " 老松字沼野沢3番地  
皆川 清 喜 " " 永井字岫前106番地  
佐藤 克 郎 " " " 字粒乱田143番地  
佐藤 政 敏 " " " 字待井183番地2  
佐藤 正 人 " " " " 48番地1  
後藤 達 朗 " " " 字大沢田123番地

(2) 監事

佐藤 嘉 雄 一関市花泉町永井字粒乱田54番地  
後藤 克 世 " " " 字待井173番地

2 退任

(1) 理事

皆川 清 喜 一関市花泉町永井字岫前106番地  
佐藤 克 郎 " " " 字粒乱田143番地  
佐藤 文 博 " " " 字待井129番地  
佐藤 政 敏 " " " " 183番地2  
後藤 達 朗 " " " 字大沢田123番地  
佐藤 恭 二 " " " 字粒乱田110番地  
佐藤 正 幸 " " 老松字小沼44番地

(2) 監事

佐藤 嘉 雄 一関市花泉町永井字粒乱田54番地  
後藤 克 世 " " " 字待井173番地